

路線バスと i バスの役割分担

路線バス

乗合バスともいい、利用者の需要に応じ、有償で車両を使用して旅客を運送する事業のうち、不特定多数の旅客を運送するバスのことで、正式には「一般乗合旅客自動車運送事業」といいます。

一般的には、バスが走行する経路を定めて定期的に運行をおこない、設定された運行系統の起終点及び停留所で乗客が乗り降りする運行形態のことをいいます。

一般乗合旅客自動車運送事業を実施するためには、国土交通大臣または地方運輸局長の許可が必要です。また、運行路線の新規開設や変更をおこなう際も同様です。

i バス（コミュニティバス）

一般的には、自治体がまちづくりなど住民福祉の向上を図るために交通空白地域・不便地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設の利用促進等を通じた活性化等を目的として、一般乗合旅客自動車運送事業（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）を運行事業者とし、自治体等が主体的に計画し、補助金を交付し運行するバスをいう。

i バスは、稲城市内における交通不便地域の解消や公共施設を結ぶことにより、高齢者や交通弱者の社会参加を促進するとともに公共交通の利便性の向上に寄与することを目的とし、市が、運行事業者に運行補助金を交付し運行をおこなっている。